
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **ステップ 4 の振返り**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 4 として予定していた論点に関する審議が一巡したことを踏まえ、ステップ 4 に関するこれまでの審議の状況を整理することを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）では、ステップ 4 における基準開発の目的を次のとおり示した。

IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

3. 第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）及び第 207 回金融商品専門委員会（2023 年 11 月 22 日開催）（以下「第 515 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 4 の目的を再確認したうえで、ステップ 4 に関する審議の進め方として次のことを提案した。

- (1) IFRS 第 9 号を出発点として、これまでステップ 2 及びステップ 3 に関して審議してきた論点のうち、「実務負担に配慮」する観点から特に実務上の負担が重いと考えられる論点を抽出する。

- (2) 上記(1)で抽出された論点に関して、どのように IFRS 第 9 号の定めを見直して取り入れるかについて議論を行う。その際、「適切な引当水準を確保」する観点から、国際的な会計基準との比較において引当水準が大きく下回る結果とならないように IFRS 第 9 号の定めを一部見直して取り入れることによる影響を与えるかあわせて検討する。

4. 前項(1)に関して、まず特に実務上の負担が重いと考えられる論点として次の論点に焦点を当てて検討することを提案し、特段の異論は聞かれなかった。
 - (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定
 - (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
 - (3) 実効金利法に関連する論点（含む、金融商品の測定に関する論点）
5. さらに、第 515 回企業会計基準委員会等では、前項の論点のほか、次の論点についてステップ 4 において追加して検討することを提案する意見が聞かれた。
 - (1) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い
6. 第 526 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 22 日開催）及び第 218 回金融商品専門委員会（2024 年 5 月 16 日開催）では、本資料第 4 項及び前項の論点に関する審議が一巡したことを踏まえ、ステップ 4 に関するこれまでの審議について整理を行い、ステップ 4 に関する論点の更なる検討を進めるにあたり、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者に金融商品専門委員会に出席を依頼しご意見を伺うことを提案した。
7. 第 221 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 25 日開催）では、ASBJ 事務局の提案等に関する財務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性や実務上の課題等をより精緻に把握するため、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者¹に出席いただき、本資料第 4 項及び第 5 項の論点に関する ASBJ 事務局の分析及び提案についてご意見を伺った。また、第 529 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 16 日開催）では、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者への意見聴取の概要について報告を行った。
8. 本資料では、本資料第 4 項及び第 5 項に示すステップ 4 において検討するとした論点に関する審議の内容及び前項のステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者より聞かれた意見への対応について、これまでの ASBJ 事務局の提案及び企業会計基準委員会で聞かれた主な意見を整理している。

¹ 第 221 回金融商品専門委員会では、一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の代表者に出席いただきご意見を伺った。

III. ステップ4の各論点に関するASBJ事務局の提案及び聞かれた意見

債権単位でのSICRの判定

(正常先の取扱い)

9. 第532回企業会計基準委員会(2024年9月3日開催)及び第224回金融商品専門委員会(2024年8月22日開催)(以下「第532回企業会計基準委員会等」という。)では、ステップ4の「実務負担に配慮」する観点から、我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法として、正常先について次の3つのアプローチのうちいずれを採用するか検討を行った。

アプローチ1

(1) 企業の判断により正常先を次の3区分に分類し、債務者単位で債権等を各区分に紐付ける。

- ① 優良格付
- ② 中間的な格付
- ③ SICRが生じているとみなす格付

3区分に分類する際、「優良格付」と「SICRが生じているとみなす格付」を先に決定し、その残余を「中間的な格付」とする。なお、企業の判断によっては、「中間的な格付」や「SICRが生じているとみなす格付」に該当する内部格付が存在しないことがある。

(2) (1)の分類を前提として、次のとおりSICRの判定を行う。

- ① 期末時点において「優良格付」及び「中間的な格付」に分類された債務者に係る債権等についてはSICRが生じていないとみなす一方、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等についてはSICRが生じているとみなす。
- ② (2)①にかかわらず、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について、次のいずれかの場合には、SICRが生じていないと反証できる。

(ア)債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた

場合

(イ)債務者単位で前期末において「SICRが生じているとみなす格付」に分類されているもののSICRが生じていないと反証した場合

- (3) (1)の分類に関しては、自社の内部管理状況を踏まえた上で企業が判断するものとして、会計基準及び適用指針において詳細な判断指針は提供しない。ただし、実務上の適用に有用と考えられる例示を補足文書で提供する。補足文書においては、定期的にPDを算定している金融機関がPDを使用して分類するケースのほか、外部格付を利用するケースについても紹介する。
- (4) (1)の分類に関する方針を注記する。

アプローチ2

- (1) 正常先に区分される債務者に対する債権等について、一律にSICRが生じていないとみなす。

アプローチ3

- (1) 正常先に区分される債務者に対する債権等について、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定する。

アプローチ1及びアプローチ2について

10. 第532回企業会計基準委員会等では、前項の3つのアプローチのうち、次の理由からアプローチ2を採用することは困難と考えられるとして、企業の判断によりSICRの判定を行うアプローチ1を採用することを提案した。

- (1) 金融機関によって正常先の運用に一定程度ばらつきがあり、また、時期によっては金融危機やパンデミックの発生など大きな状況の変化が発生する中で、すべての金融機関においてあらゆる時期に正常先に区分される債務者に対する債権等についてSICRが生じていないことを一律に会計基準で担保することは困難であると考えられる。
- (2) SICRは金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に増大したかどうかにより判断するものであり、正常先の定義とは異なる観点で判定するものであることから、金融検査マニュアルにおける正常先の定義をもってアプローチ2を採用することはできないと考えられる。

11. 前項の提案について、企業会計基準委員会においては概ね異論は聞かれなかったものの、第224回金融商品専門委員会では、アプローチ1の反証方法に関して、新規取引先の実行年度の取扱い（当初貸付時から「SICRが生じているとみなす格付」に分類される債権の取扱いを含む。）について、反証ができるかどうかについて明確化してほしいという意見が聞かれた。
12. 前項の意見を踏まえ、第534回企業会計基準委員会（2024年10月8日開催）及び第226回金融商品専門委員会（2024年9月30日開催）（以下「第534回企業会計基準委員会等」という。）では、本資料第9項(2)②を次のとおり修正することを提案した。

② (2)①にかかわらず、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について、次のいずれかの場合には、SICRが生じていないと反証できる。

(ア)債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合

(イ)債務者単位で前期末において「SICRが生じているとみなす格付」に分類されているもののSICRが生じていないと反証した場合

(ウ)債務者単位で前期末において債権等が存在しない場合

13. 前項の提案について、企業会計基準委員会においては概ね異論は聞かれなかった。

アプローチ3について

14. 第532回企業会計基準委員会等では、アプローチ1を原則としたうえでアプローチ3をオプションとすることについてご意見をお伺いし、次のとおり賛成する意見及び反対する意見の両方が聞かれた。

(1) IFRS 会計基準の ECL モデルを基礎に会計基準を開発しており、アプローチ3をオプションとして導入することは、現行実務への配慮以外の正当な理由はないと考える。

(2) アプローチ3のやり方自体が著しく合理性に欠けるものではないため、オプションとして導入しても良いのではないかと考える。

(3) アプローチ3を適用することで引当が過少となるリスクはなく、保守的に引当を積みたいという金融機関のニーズにも対応できる。また、金融機関の状況に

よっては、このオプションが会計基準導入の負荷軽減となる可能性もあると考える。このため、アプローチ3をオプションとすることに賛成する。

- (4) アプローチ1も実務に配慮したものとなっていると考えられるため、アプローチ1を採用することが難しいかどうかについて関係者の意見を聞いたうえで、アプローチ3をオプションとすべきか、経過措置として設けるか等を判断するのがよいと考える。仮にアプローチ1の採用が困難ということであれば、簡便法としてアプローチ3をオプションとすることも考えられる。
15. 前項(4)の意見を踏まえ、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者に対して、アプローチ3を採用するニーズに関するヒアリングを実施した。ヒアリングの結果、現行実務において平均残存期間を用いて貸倒引当金を算定している金融機関も含め、アプローチ3を採用する強いニーズはないと考えられるとのこと意見をいただいた。
16. 第534回企業会計基準委員会等では、本資料第14項(1)のとおり、IFRS会計基準のECLモデルを基礎に会計基準を開発しており、アプローチ3をオプションとして導入することは、現行実務への配慮以外の正当な理由はないと考えられること及び前項のとおりステップ4を採用することが見込まれる金融機関においてアプローチ3を採用する強いニーズはないと考えられることから、オプションとしないことを提案した。
17. 前項の提案について、企業会計基準委員会においては概ね異論は聞かれなかった。このため、今後はアプローチ1を前提として審議を行うこととする。

(要注意先以下の取扱い)

18. 第532回企業会計基準委員会等では、ステップ4の「実務負担に配慮」する観点から、我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法として、要注意先以下について次のとおり取り扱うことを提案した。
- (1) 要管理先を除く要注意先(以下「その他要注意先」という。)に対する債権等については、SICRが生じているとみなしつつ、その他要注意先に区分された後に貸し付けたかどうかによって、債権単位で相対的アプローチにより反証可能とする。
- (2) 要管理先及び破綻懸念先等に対する債権等については、SICRが生じているものとみなす。
19. 前項の提案について、企業会計基準委員会においては概ね異論は聞かれなかった。

(予想信用損失の見積期間)

20. 第 221 回金融商品専門委員会において、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者より、予想信用損失の見積期間について、現行の「1-3 年ルール」のような簡便法の検討が必要との意見が聞かれた。
21. 前項を踏まえ、第 532 回企業会計基準委員会等では、予想信用損失の見積期間について、会計基準に「1-3 年ルール」は取り入れないことを提案した。一方、実務への配慮として、ステップ 4 では、その他要注意先及び要管理先に対する債権について、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した金融資産のグループごとに契約の実態に応じた平均残存期間を用いることができることとし、また、状況に大きな変化がないと考えられる場合には一度決定した平均残存期間を見直さないことができることを提案した。
22. 前項の提案について、企業会計基準委員会においては概ね異論は聞かれなかった。
23. なお、平均残存期間の算定に関して、第 226 回金融商品専門委員会では「平均残存期間の算定に関する考え方を議論し、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関を対象に算定方法を示していくことが有用である」との意見が聞かれたことを踏まえ、今後の審議において平均残存期間の算定に関する米国の事例を紹介することが考えられる。

(貸倒実績率の利活用)

24. 第 221 回金融商品専門委員会において、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者より、貸倒実績率の活用方法を検討いただきたいとの意見が聞かれた。
25. 前項を踏まえ、第 532 回企業会計基準委員会等では、貸倒実績率を SICR の判定における閾値として利活用することについて、事務局からの提案はないが、企業会計基準委員会の委員、金融商品専門委員会の専門委員又はステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者から SICR の考え方と整合的な貸倒実績率の利活用に関する具体案が提示された場合には、提案された具体案について検討することが考えられると提案した。一方、引当金の金額の算定に関して、過去の貸倒実績率に将来予想情報等の調整を加えることによって、貸倒実績率を利活用することは可能であると考えられると提案した。
26. 前項の貸倒実績率の利活用に関する具体案として、第 224 回金融商品専門委員会では次の意見が聞かれた。

(1) 内部格付ごとの貸倒実績率が存在すれば、それを平均担保率等で割り戻し、実質的な PD を算出することも考えられる。このような貸倒実績率を利活用する方法を検討し、補足文書などで示すことが考えられる。

27. 本資料第 25 項の貸倒実績率を SICR の判定における閾値としての利活用については、現時点ではまだ補足文書に記載できるほど十分な状況とはいえないと考えられる。したがって、引き続き企業会計基準委員会の委員、金融商品専門委員会の専門委員又はステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者から SICR の考え方と統合的な貸倒実績率の利活用に関する具体案を募集し、提案された具体案について検討することが考えられる。

一方、引当金の金額の算定において過去の貸倒実績率に将来予想情報等の調整を加えることにより貸倒実績率を利活用することは可能とする提案については、企業会計基準委員会では概ね異論は聞かれなかった。

複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

28. 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重に関して、第 519 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 5 日開催）及び第 211 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 29 日開催）（以下「第 519 回企業会計基準委員会等」という。）において、ステップ 4 では、「実務負担に配慮」する観点から次のとおり取り扱うことを提案した。

(1) 最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係（linear relationship）があると予想されるとみなし、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（予想信用損失が発生することを前提とする）のみを考慮することを認める。

(2) また、第 28 項(1)を適用した場合の予想信用損失が明らかに実態と異なると企業が判断する場合、オーバーレイ調整が行われる可能性があることを結論の背景において明確にする。

29. また、第 533 回企業会計基準委員会（2024 年 9 月 18 日開催）及び第 225 回金融商品専門委員会（2024 年 9 月 10 日開催）（以下「第 533 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者から聞かれた意見を踏まえ、補足文書の文案の検討を行う際に、将来予測シナリオにおける将来予測の考慮方法についてどの程度示すことができるか議論を行うことを提案した。

30. 本資料第 28 項及び前項の提案について、企業会計基準委員会では概ね異論は聞かれなかった。

実効金利法に関連する論点

31. これまでの審議において、本資料第 4 項(3)の実効金利法に関連する論点に含まれる次の事項についての取扱いを提案した。

- (1) 引当における貨幣の時間価値の考慮及び IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価の採用（第 519 回企業会計基準委員会等並びに第 524 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 22 日開催）及び第 216 回金融商品専門委員会（2024 年 4 月 8 日開催））

- ① 債権（購入された債権を除く。）における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代えて約定金利を用いることができるとするオプションを設ける。

- ② 上記①のオプションを適用した場合、貸付金に関連する手数料は金利と切り離し、手数料の性質に基づき、履行義務の充足パターン（一時点又は一定の期間）に沿って収益を認識することを会計基準で定めようとして、次の内容を例示として結論の背景に記載する。

(ア) 契約締結に係る諸業務に対応する手数料は一時点で収益を認識する。

(イ) 一定期間にわたり提供される役務に対応する手数料又は貸付金の金利水準を調整する手数料については、契約期間等にわたり収益を認識する。

また、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理できると考えられる旨を結論の背景（又は基準本文）に記載する。

- (2) 信用減損金融資産に係る利息収益の認識（第 520 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 20 日開催）及び第 212 回金融商品専門委員会（2024 年 2 月 15 日開催）（以下「第 520 回企業会計基準委員会等」という。））

- ① 現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、次のオプションを認める。

(ア) 信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とする。

(イ)前期以前に認識した未収利息相当額については、原則として減損損失又は貸倒引当金の目的使用として会計処理することとしつつ、多数の債権を有し、継続的に信用減損金融資産が発生することが避けられず、原則的な取扱いを適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として会計処理する。

(ウ)未収利息及び対応する利息収益を不計上とした後の入金に関して、不計上とした未収利息相当額の全部又は一部に対する入金であることが明らかな場合には、当該入金額を受取利息に含めて会計処理する。

(3) 償却原価の償却方法及び購入又は組成した信用減損金融資産（以下「POCI」という。）の取扱い（第 520 回企業会計基準委員会等）

① 購入した債権等（POCI を除く。）に関して、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設ける。

② POCI については、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、「契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合」に定額法を適用するオプションを設ける。

32. また、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者からは、現行の金融商品等会計基準等における取扱いを踏襲し、結果的に現行の実務と同じとなるオプションが設けられていることから、提案に賛同するという意見のほか、次の意見が聞かれた。

(1) 引当における貨幣の時間価値の考慮については、現行にない概念であり、具体的な実務対応が不明である。

33. 前項を踏まえ、第 533 回企業会計基準委員会等では貨幣の時間価値の考慮について分析を行い、貨幣の時間価値という概念自体は明確なものであり、また、貨幣の時間価値の反映方法は企業の状況に応じて実務で検討されるべきものであることから、必ずしも会計基準等で示すものではないと考えられるとして、ステップ 4 において追加の対応は不要と考えると提案した。

34. 本資料第 31 項及び前項の提案について、企業会計基準委員会ではおおむね異論は聞かれなかった。

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い

35. 第 524 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 22 日開催）及び第 216 回金融商品専門委員会（2024 年 4 月 8 日開催）では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いに含まれる次の論点についての取扱いを提案した。

(1) 償却原価の償却方法

- ① 現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設ける。

(2) 予想信用損失の認識及び測定

- ① 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの対象とし、時価を用いず、信用リスクに基づいて予想信用損失を計上する。
- ② 格付会社が公表する情報等を活用して予想信用損失を算定する実務上の対応等について、補足文書に記載する。その際、ソブリン債など信用力の高い債券について予想信用損失の額に重要性が乏しいと考えられ、その結果、実務上、予想信用損失がゼロとされる場合がある旨を記載する。

36. 前項(1)及び(2)②の提案について、企業会計基準委員会では概ね異論は聞かれなかった。

37. 一方、本資料第 35 項(2)①の提案について、企業会計基準委員会では事務局提案を支持する意見と金融商品の分類及び測定に関する議論と合わせて検討すべきとの意見が聞かれた。

38. 前項の意見及びステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者から聞かれた意見を踏まえ、第 534 回企業会計基準委員会等では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについて次の 3 つの組合せをお示しした。なお、会計基準の開発の範囲に関する議論であるため、本論点における提案は、ステップ 3 からステップ 5 のすべてに共通するものである。

	減損	分類及び測定
案 1	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象としない	分類及び測定の見直しに着手することをあわせて意思決定する
案 2	満期保有目的の債券及び貸付金代替	早期に分類及び測定の見直しの着手

	性債券を減損プロジェクトの対象とする	に関する議論を開始する
案3	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象とする	今後、分類及び測定の見直しに着手するか否かを決定する

39. 案1については、金融商品の分類及び測定の見直しに着手することをあわせて意思決定することの困難さ、及び現行の金融商品会計基準等における有価証券の減損モデルの課題が長期間にわたり解決しないという問題を踏まえ採用しないことを提案し、企業会計基準委員会において概ね異論は聞かれなかった。
40. また、案2及び案3のいずれによって進めるかについては、企業会計基準委員会において次の意見が聞かれた。

案2に賛同する意見

- (1) 有価証券は基本的には売買されるものであり、回収と売却の両方によるキャッシュ・フローが生じる。このため、その他有価証券全てを減損のプロジェクトで検討する場合、純利益及びその他の包括利益に認識すべきものはそれぞれ何であるかという議論は避けられない。また、減損プロジェクトで検討した後に分類及び測定の見直しを行った場合、減損のプロジェクトで定めた事項を覆す必要性が生じる可能性もある。一方、案2は基本的に回収によってキャッシュ・フローが生じる有価証券に範囲を絞って議論することができ、手戻りが生じる可能性も低いため、案2に賛同する。
- (2) その他有価証券すべてを減損プロジェクトの対象とした場合、金利リスクを市場部門で管理していることから、金融機関への影響は大きくなる。このため、時間をかけた議論が必要となり、減損プロジェクト自体が完了しないこととなるリスクが生じる。一方、案2の対象となる満期保有目的債券及び貸付金代替性債券は減損プロジェクトとの親和性は高いため、案2で検討を進めるのが良いと考える。
- (3) 案3で進める場合には、時価評価との関係での予想信用損失モデルの導入のメリット、投資信託等の予想信用損失モデルが馴染まない有価証券の取扱い、実務負担及び手戻りのリスクなど様々な懸念が生じる。また、事業モデルやSPPIの概念を導入しないという前提を置くことができれば、案3の検討も比較的容易になるものの、その前提を置くための検討には多くの時間を要すると考えられる。一方、減損プロジェクトの完了がこれ以上遅れることは市場にとって望

ましいことではなく、課題の重さや減損に関する会計基準の開発の時間軸も鑑みて、案2で進めるのが良いと考える。

- (4) 理想的には分類及び測定の見直しを含めて検討すべきであるものの、全体的なプロジェクトのスピード、分類及び測定の見直しを効率的に進めるということを経済的に鑑みれば案2の方が効率的であるため、案2に賛同する。

案3に賛同する意見

- (5) 分類及び測定の見直しでは、何を債券とみなすかという点が議論が多い点であり、SPPI の概念を我が国の会計基準に取り込むかという点について関係者の合意を得るのは簡単ではないことから、案2を採用しても案1と同じ課題が生じると考えられる。事務局の資料では、案2を採用した場合には、早期に債券の分類及び測定の見直しの着手に関する議論を開始することが必要とされているが、このような決め事を行うことが将来の議論の支障となる可能性があり、金融商品プロジェクト全体が合意を得るのが難しいものになることを懸念する。
- (6) 満期保有目的の債券に分類されている債券と同種の債券をその他有価証券として保有する場合について、当該その他有価証券に予想信用損失モデルを適用することのハードル何かについて十分に理解できない。仮に実務的なハードルが存在しない場合に、同種の債券に関して保有目的によって取扱いが変わるのは不整合であり、会計基準がその他有価証券の債券に対して予想信用損失モデルを適用することを妨げるのはコンバージョンの観点から問題があると考えられる。
- (7) ((5)及び(6)を踏まえ、) 案3をベースとして、実務的に困難な点について簡便法を採用する、またはカーブアウトするという議論をした方が結果的に整理が進み、早期に会計基準の開発を進めることができると考える。

41. 前項のとおり案2及び案3いずれも支持する意見が聞かれていることから、引き続き案2及び案3のいずれによって進めるか議論することが考えられる。

その他の論点

42. 本資料第4項及び第5項の4つの論点のほか、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者より次の論点について実務に配慮した検討をお願いしたいという意見が聞かれた。

- (1) 直接償却の取扱い

(2) 金融保証契約への引当

(3) ローン・コミットメントへの引当

43. 前項の各論点について、以降で ASBJ 事務局の提案及び企業会計基準委員会で聞かれて主な意見をお示しする。

(直接償却の取扱い)

44. 第 533 回企業会計基準委員会等では、直接償却についてステップ 2 とステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関において現行実務に大きな差異はないと考えられることから、ステップ 4 においてステップ 2 と異なる定めを設ける必要はないと考えられると提案した。

45. 前項の提案について、企業会計基準委員会では概ね異論は聞かれなかった。

(金融保証契約への引当)

46. 第 533 回企業会計基準委員会等では、金融保証契約への引当についてステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関においても実務上の対応は可能であると考えられることから、ステップ 4 においてステップ 2/3 と異なる定めを設ける必要はないと考えられると提案した。

47. 前項の提案について、企業会計基準委員会では概ね異論は聞かれなかった。

(ローン・コミットメントへの引当)

48. 第 533 回企業会計基準委員会等では、ローン・コミットメントへの引当についてステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関においても実務上の対応は可能であると考えられることから、ステップ 4 においてステップ 2/3 と異なる定めを設ける必要はないと考えられると提案した。

49. 前項の提案について、企業会計基準委員会では次の意見が聞かれた。

(1) ローン・コミットメントに対する引当については、これまで金融商品会計基準等では明確な定めがないことに加え、旧金融検査マニュアルにおけるローン・コミットメントに関する金融監督上の取扱いは会計上の引当の考え方とは異なっていること、さらに各金融機関においてローン・コミットメントの重要性は異なっていると考えられることから、各金融機関で対応の状況は異なっていると認識している。このため、精緻に引当を算定するには数年のデータ整備が必要であると考えられることから、データ整備の負担や既存のデータの利用可

能性を確認したうえで検討を進めることが必要と考える。

- (2) ローン・コミットメントの引当の算定に際して重要となる引出率については、どれくらいの期間の実績に基づいてどのように算定すべきかという点を検討する必要はあるものの、時間があれば解決可能な論点であると考えられる。
50. 前項の意見を踏まえ、ローン・コミットメントへの引当について、精緻に引当を算定するには数年のデータ整備が必要であると考えられることから、補足文書においてローン・コミットメントへの引当の見積りの精度に関して示すことができるか検討することが考えられる。

IV. 今後の進め方

51. 以上より、引き続き検討が必要な論点はあるものの、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いを除いて、ステップ4に関する検討の方向性について企業会計基準委員会において概ね異論は聞かれていないことから、会計基準等への定めを取り入れ方について検討を進めることが考えられる。
52. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては、案2及び案3いずれも支持する意見が聞かれていることから、引き続き案2及び案3のいずれによって進めるか議論することが考えられる。

ディスカッション・ポイント

本資料第9項から第52項のステップ4に関するこれまでの審議の振返り及び今後の進め方についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙：これまでの審議状況

論点	企業会計基準委員会 ²	金融商品専門委員会
債権単位での SICR の判定		
正常先の取扱い	第 523 回 2024 年 4 月 2 日 第 526 回 2024 年 5 月 22 日 第 532 回 2024 年 9 月 3 日 第 534 回 2024 年 10 月 8 日	第 215 回 2024 年 3 月 28 日 第 218 回 2024 年 5 月 16 日 第 224 回 2024 年 8 月 22 日 第 226 回 2024 年 9 月 30 日
要注意先以下の取扱い	第 518 回 2024 年 1 月 23 日 第 532 回 2024 年 9 月 3 日	第 210 回 2024 年 1 月 17 日 第 224 回 2024 年 8 月 22 日
予想信用損失の見積期間	第 532 回 2024 年 9 月 3 日	第 224 回 2024 年 8 月 22 日
貸倒実績率の利活用	第 532 回 2024 年 9 月 3 日	第 224 回 2024 年 8 月 22 日
複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重		
複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重	第 519 回 2024 年 2 月 5 日 第 533 回 2024 年 9 月 18 日	第 211 回 2024 年 1 月 29 日 第 225 回 2024 年 9 月 10 日
実効金利法に関連する論点		
実効金利法に関連する論点	第 519 回 2024 年 2 月 5 日 第 520 回 2024 年 2 月 20 日 第 524 回 2024 年 4 月 22 日	第 211 回 2024 年 1 月 29 日 第 212 回 2024 年 2 月 15 日 第 216 回 2024 年 4 月 8 日

² 本プロジェクトに関する企業会計基準委員会における審議資料（企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で聞かれた意見を含む。）は、次の ASBJ のウェブサイトにて公表している。
https://www.asb-j.jp/jp/project/project_list/pj-20180620.html

		第 533 回 2024 年 9 月 18 日	第 225 回 2024 年 9 月 10 日
満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い			
満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い		第 524 回 2024 年 4 月 22 日	第 216 回 2024 年 4 月 8 日
		第 531 回 2024 年 8 月 20 日	第 223 回 2024 年 8 月 8 日
		第 534 回 2024 年 10 月 8 日	第 226 回 2024 年 9 月 30 日
その他の論点			
直接償却の取扱い		第 533 回 2024 年 9 月 18 日	第 225 回 2024 年 9 月 10 日
	金融保証契約への引当	第 533 回 2024 年 9 月 18 日	第 225 回 2024 年 9 月 10 日
	ローン・コミットメントへの引当	第 533 回 2024 年 9 月 18 日	第 225 回 2024 年 9 月 10 日

以 上